

政令第九十七号

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和三年法律第二十五号)第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令(令和四年政令第三百十六号)の一部を次のように改正する。

第七條を第八條とし、第四條から第六條までを一条ずつ繰り下げる。

第三條第三項第三号中「第六條第二項」を「第七條第二項」に改め、同條を第四條とし、第二條の次に次の一条を加える。

(承認申請の手数料)

第三條 法第三條第二項の規定により納付すべき手数料の額は、承認申請に係る土地の一筆ごとに一万四千円とする。

附則

この政令は、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行の日(令和五年四月二十七日)から施行する。

法務大臣 齋藤 健
内閣総理大臣 岸田 文雄

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

○法務省令第十九号

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第九十七号）の施行に伴い、並びに相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）第十五条第一項及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令（令和四年政令第三百十六号）第五条第一項第一号及び第八条の規定に基づき、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

法務大臣 齋藤 健

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則の一部を改正する省令
相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則（令和五年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
	<p>（農地の地積に応じた負担金が算定される区域）</p> <p>第十五条 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令（以下「令」という。）第五条第一項第二号に規定する法務省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしている事業とする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>（隣接する二筆以上の土地の負担金算定の特例の申出方法）</p> <p>第十六条 令第六条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を管轄法務局長に提出して行わなければならない。ただし、隣接する二筆以上の承認申請に係る土地の管轄法務局長が二以上あるときは、そのいずれかに対して提出するものとする。</p> <p>一～三 「略」</p> <p>四 令第六条第二項の規定により共同して申出をするときは、その旨</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第二十二条 「略」</p> <p>一～十六 「略」</p> <p>十七 令第六条第一項の規定による特例の申出を受け付ける権限</p> <p>十八 令第六条第三項の規定による負担金の算定</p>	<p>（農地の地積に応じた負担金が算定される区域）</p> <p>第十五条 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令（以下「令」という。）第四条第一項第二号に規定する法務省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしている事業とする。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>（隣接する二筆以上の土地の負担金算定の特例の申出方法）</p> <p>第十六条 令第五条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を管轄法務局長に提出して行わなければならない。ただし、隣接する二筆以上の承認申請に係る土地の管轄法務局長が二以上あるときは、そのいずれかに対して提出するものとする。</p> <p>一～三 「同上」</p> <p>四 令第五条第二項の規定により共同して申出をするときは、その旨</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第二十二条 「同上」</p> <p>一～十六 「同上」</p> <p>十七 令第五条第一項の規定による特例の申出を受け付ける権限</p> <p>十八 令第五条第三項の規定による負担金の算定</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和五年四月二十七日）から施行する。